

申告時に必要なもの

- ① 平成24年中の所得を明らかにできるもの
- ◆ 給与所得者は、給与所得に係る源泉徴収票（原本）
- ◆ 公的年金等所得者は、公的年金等に係る源泉徴収票
- ◆ 事業（農業等）所得者は、収支内訳書
- ② 雑損控除を受ける方は、「災害等に関連するやむをえない支出」の領収書等
- ③ 医療費控除を受ける方は、医師等の領収書（領収書はあらかじめ医療を受けた人ごとに支払った合計金額を算出してください。）
- また、介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスのうち、一定の金額に相当する部分が対象となるので、その領収書
- ④ 社会保険料控除を受ける方は、支払証明書（国民年金保険料は支払証明書を添付。また、確定申告を役場以外でする方は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の証明書を各担当課で発行します。）
- ⑤ 小規模企業共済掛金控除を受ける方は、支払証明書
- ⑥ 生命保険料控除を受ける方は、生命保険料支払証明書
- ⑦ 地震（旧長期損害）保険料控除を受ける方は、地震（旧長期損害）保険料支払証明書
- ⑧ 寄付金控除を受ける方は、支払証明書
- ⑨ 勤労学生控除を受ける方は、学生証の写し
- ⑩ 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方（1年目）
- ◆ 住民票（平成25年1月以降のもの）
- ◆ 金融機関発行の借入金の年末残高証明書
- ◆ 売買契約書、請負契約書、建築確認通知書の写し
- ◆ 家屋の登記事項証明書
- ◆ 借入金に含まれる敷地等の購入にかかる借入金の控除を受ける場合は、その敷地の登記事項証明書、売買契約書
認定長期優良住宅等に該当する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書（写し可）
または認定長期優良住宅建築証明書
- ⑪ 税務署から用紙が送付されている方は、申告書等
- ⑫ 振替納税を利用される方は本人名義の預金通帳の届出印
- ⑬ 還付を受ける方は申告者名義の預金通帳

お知らせ

年金所得者の確定申告不要制度が始まっています。

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、還付を受けるためには申告が必要です。

また、以下に該当する方は、住民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

- ① 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料、配偶者、扶養、障害者の各控除以外の各種控除（雑損、生命保険料、医療費など。）の適用を受けるとき。
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき。

平成25年度住民税から変更となるもの（生命保険料控除の改組）

平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等については、新たに介護医療保険料控除（介護保障、医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等についての控除）が設けられ、3種類に分けられます。適用限度額（上限）はそれぞれ28,000円で合計適用限度額は70,000円になります。

なお、平成23年12月31日以前に締結された保険契約等に係る控除額については、一般の生命保険料控除及び個人年金保険料控除の2種類で、それぞれ適用限度額が35,000円ずつとなり、合計適用限度額は70,000円となります。

白色申告者における記帳・帳簿等の保存制度が変わります。

平成26年1月から事業所得（営業・農業所得等）、不動産所得または山林所得がある方は記帳と帳簿書類の保存が必要となります。該当する方は帳簿等の適正管理をお願いします。